

第4章 乗車券の効力

第1節 通 則

(乗車券の使用条件)

第 72 条 乗車券は、特に乗車人員を記載したものを除き、1 券片を持って 1 人が 1 回に限り、その券面表示事項に従って使用することができる。但し、定期乗車券については、その使用回数を制限しない。

2 同一旅客が、同一区間に対して有効な 2 枚以上の同種の乗車券を所持する場合は、当該乗車については、その 1 枚のみを使用することができる。

3 乗車券は、乗車以外の目的で乗降場に入出場する場合には、使用することができない。

(効力の特例)

第 73 条 乗車券は、次の各号に掲げる場合は、前条の規定にかかわらず、使用することができる。

(1) 大人用の乗車券を小児が使用して乗車する場合。

(2) 乗車券の券面に表示された発着区間内の途中駅から乗車する場合。

【鉄道運輸規程第 13 条】

(券面表示事項が不明となった乗車券)

第 74 条 乗車券は、その券面表示事項が不明となったときは、使用することができない。

2 前項の規定により使用できない乗車券を所持する旅客は、これを駅（定期乗車券にあつては、最寄りの定期乗車券発売駅。但し、指定委託駅を除く。）に差し出して書き替えを請求することができる。

3 前項の規定により旅客から書き替えの請求があつた場合は、旅客に悪意がないと認められ、且つ旅客の申し出その他の方法によりその不明事項が判別できるときに限って、当該乗車券と引き換えに再交付の取り扱いをする。

(不乗区間に対する取り扱い)

第 75 条 旅客は、規則第 73 条 1 項第 2 号の規定により乗車券の券面に表示された発着区間内の途中駅から旅行を開始し、又は同区間内の途中駅で下車した後に前途の駅から乗車した場合の不乗区間については、乗車の請求をすることができない。

(通用期間の起算日)

第 76 条 乗車券の通用期間は、通用開始日を特に指定して発売したものを除き、当該乗車券を発行した当日から起算する。

(小児用乗車券の効力の特例)

第 77 条 小児用の乗車券は、その通用期間中に使用旅客の年齢が 12 才に達した場合であっても、規則第 47 条の規定にかかわらず、これを使用することができる。

(乗車券不正使用未遂の場合の取り扱い方)

第 78 条 旅客が、当該乗車について効力のない乗車券を使用しようとした場合は、これを無効として回収する。但し、他の乗車について使用できるものであって、旅客に悪意がなく、その証明ができる場合はこの限りでない。

第 2 節 乗車券の効力

(通用期間)

第 79 条 乗車券の通用期間は、別に定める場合の外、次の各号による。

- (1) 普通乗車券
 - イ 片道乗車券 1日とする。
 - ロ 往復乗車券 2日とする。
 - ハ 連続乗車券 各券片について1日とし、これを合計した期間とする。
- (2) 定期乗車券
通勤定期乗車券、及び通学定期乗車券
1箇月・3箇月・又は6箇月とする。
- (3) 回数乗車券 3箇月とする。
- (4) 団体乗車券 その都度定める。
- (5) 貸切乗車券 その都度定める。

(途中下車)

第 80 条 旅客は、旅行開始後、その所持する乗車券によって、その券面に表示された発着区間内の着駅以外の駅に下車した後、再び列車に乗り継いで旅行することができる。但し、次の各号に定める駅を除く。

- (1) 対キロ区間制区間の1キロから17キロまでの区間に対する普通乗車券を使用する場合はその区間内の駅。
- (2) 対キロ区間制区間の18キロ以上の普通乗車券を使用する場合であっても、下車駅の旅客運賃がその券面旅客運賃と同額の場合は、その旅客運賃同額の駅。
- (3) 回数乗車券を使用する場合は、その券面に表示された区間内の駅。
- (4) 特に途中下車を指定した場合は、その指定外の駅。

【鉄道運輸規程第13条】

(大人用回数乗車券を小児が使用する場合の特例)

第 81 条 大人用の回数乗車券は、これを小児が同時に使用する場合は、規則第72条の規定にかかわらず1券片を持って小児2人が乗車することができる。

(改氏名の場合の定期乗車券の書き替え)

第 82 条 定期乗車券の使用者は、氏名を改めた場合は、定期券発売所において、その氏名の書き替えを請求

しなければならない。

(乗車券が前途無効となる場合)

第 83 条 乗車券（往復・連続乗車券、又は回数乗車券については、その使用する券片）は、次の各号の 1 に該当する場合は、その後の乗車については無効とする。

- (1) 旅客が途中下車できない駅に下車したとき。
- (2) 旅客が、規則第 182 条第 1 項第 1 号、規則第 183 条、又は規則第 184 条の取り扱いを受けたとき。
- (3) 伝染病予防法第 18 条の規定によって途中下車させられたとき、又鉄道営業法（明治 33 年法律第 65 号）第 42 条の規定によって車外に退去させられたとき。

【鉄道営業法第 41 条・第 42 条、鉄道運輸規程 24 条、伝染病予防法第 18 条】

(定期乗車券以外の乗車券が無効となる場合)

第 84 条 定期乗車券以外の乗車券は、次の各号の 1 に該当する場合は、その全券片を無効として回収する。

- (1) 旅客運賃割引証と引き換えに購求した割引の乗車券を割引証の記名人以外のものが使用したとき。
- (2) 券面表示事項が不明となった乗車券を使用したとき。
- (3) 規則第 23 条第 1 項の規定により無効となる旅客運賃割引証で購求した乗車券を使用したとき。
- (4) 身分、又は資格を偽って発行された各種割引証、又は証明証で購求した乗車券を使用したとき。
- (5) 券面表示事項（途中下車印を含む。）をぬり消し、又は改変して使用したとき。
- (6) 区間の連続しない 2 枚以上の普通乗車券、もしくは回数乗車券、又は普通乗車券と回数乗車券を使用して、その各券面に表示された区間と区間との間を乗車したとき。
- (7) 旅行開始後の乗車券を他人から譲り受けて使用したとき。
- (8) 規則第 87 条の規定により身分証明書等の携帯を必要とする旅客が、これを携帯していないとき。
- (9) 係員の承諾を得ないで、乗車券の券面に表示された区間外の区間を乗車したとき。
- (10) 大人が、小児用の乗車券を使用したとき。但し、規則第 77 条に規定する場合を除く。
- (11) 乗車する列車を指定した乗車券で指定以外の列車に乗車したとき。
- (12) 乗車券をその券面に表示された発着の順序に違反して使用したとき。
- (13) その他、乗車券を不正乗車的手段として使用したとき。

2 前項の規定は、偽造（偽装を含む。以下同じ。）した乗車券を使用して乗車した場合に準用する。

(定期乗車券が無効となる場合)

第 85 条 定期乗車券は、次の各号の 1 に該当する場合は無効として回収する。

- (1) 定期乗車券をその記名人以外の者が使用したとき。
- (2) 券面表示事項が不明となった定期乗車券を使用したとき。
- (3) 使用資格・氏名・年齢・区間、もしくは通学の事実を偽って購求した定期乗車券を使用したとき。
- (4) 券面表示事項をぬり消し、又は改変して使用したとき。
- (5) 区間の連続しない 2 枚以上の定期乗車券を使用して、その各券面に表示された区間と区間との間を、乗車したとき。

- (6) 定期乗車券の区間と連続していない普通乗車券、又は回数乗車券を使用して、その各券面に表示された区間と区間との間を乗車したとき。
- (7) 通学定期乗車券を使用する旅客がその使用資格を失った後に使用したとき。
- (8) 通用期間開始前の定期乗車券を、その期間開始前に使用したとき。
- (9) 通用期間満了後の定期乗車券を、その期間満了後に使用したとき。
- (10) 通学定期乗車券を使用する旅客であって、規則第 86 条の規定によって身分証明書を携帯しなければならない者がこれを携帯していないとき。
- (11) 係員の承諾を得ないで、定期乗車券の券面に表示された区間外の区間を乗車したとき。
- (12) その他、定期乗車券を不正乗車的手段として使用したとき。

2 前項の規定は、偽造した定期乗車券を使用して乗車した場合に準用する。

(通学定期乗車券等の効力)

第 86 条 通学定期乗車券は、その通学する指定学校の代表者が発行した次のものを具備する身分証明書を携帯する場合に限って有効とする。

(表面)

- (1) 本人顔写真 (2) 身分証明書番号 (3) 所属学部(科)、及び学年 (4) 本人氏名
- (5) 生年月日、及び年齢 (6) 住所 (7) 学校名 (8) 所在地
- (9) 代表者氏名 (10) 代表者職印 (11) 発行年月日 (12) 学校種別、又は指定番号

(裏面)

- (1) この証明書は、通学定期乗車券によって乗車する場合には、必ず携帯し、係員の請求があったときは、いつでも呈示しなければならない。
- (2) この証明書は、他人に貸与し、又は譲渡することはできない。
- (3) この証明書を紛失したときは、直ちに発行者に届け出なければならない。
- (4) この証明書は新たな証明書の交付を受けたとき、又は卒業、退学等によって学籍を失ったときは、直ちに、発行者に返さなければならない。

(備考)

- (1) この証明書に用いる写真は、証明書発効日前 6 箇月以内に撮影した縦 3cm.、横 3cm.の正面上半身のものとする。
- (2) この証明書に貼り付ける写真は、証明書発効日から 1 箇月間に限り、省略することができる。
- (3) 中学校第 3 学年以下の生徒、児童、及び幼児の身分証明書は、写真を省略したものとするができる。

(割引乗車券の効力)

第 87 条 被救護者旅客運賃割引証を使用して購求した普通乗車券は、当該割引証に記入されている被救護者、又は付添人が、当該施設の代表者の発行した様式 4 に掲げる旅行証明書を携帯する場合に限って使用することができる。

2 前項の旅行証明書の有効期間は、発行の日から 1 箇月間とする。

3 被救護者旅客運賃割引証を使用して購求した付添人用普通乗車券（付添人だけ往復として購求した往復乗車券の復片を除く。）は、付添人が被救護者と同行する場合に限って使用することができる。

4 規則第 31 条の規定により購求した通学用割引回数乗車券は、当該証明書に記入されている生徒が、その在学指定学校の代表者の発行した前条第 1 項所定の身分証明書を携帯する場合に限って、使用することができる。

第 3 節 急行券の効力

(急行券の効力)

第 88 条

(座席指定急行券の指定駅から乗車しない場合の取り扱い)

第 89 条

(急行券が無効となる場合)

第 90 条

第 4 節 指定券の効力

(指定券の効力)

第 91 条

(指定券の指定駅から乗車しない場合の取り扱い)

第 92 条

(指定券が無効となる場合)

第 93 条